

「第4次八尾市地域福祉計画（素案）」に対する
市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

「第4次八尾市地域福祉計画」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、素案を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわない程度で要約しております。

1. 意見募集期間

令和2年12月21日（月）～令和3年1月20日（水）

2. 提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1. 郵便	0	0
2. ファックス	2	4
3. 電子メール	3	8
4. 直接提出	2	7
合 計	7	19

3. 意見概要と市の考え方

No	該当頁	項目	意見の概要	市の考え方
1	21 ページ	具体的な取組② 地域づくりのプロフェッショナルをつくる	4行目 「社協コミュニティワーカーと出張所などによる地域支援の充実を図ります。」について、「出張所」の後ろに、「人権コミュニティセンター」を入れてもらいたい。	「人権コミュニティセンター」を追記します。 「社協コミュニティワーカーや出張所、人権コミュニティセンターなどによる地域支援の充実を図ります。」
2	21 ページ	具体的な取組② 地域づくりのプロフェッショナルをつくる 取組み内容	「○ 社協コミュニティワークの充実 ○ 地域づくりのコーディネーターのプロをつくる。」に加え、「○ 隣保事業士の増員」を加えてもらいたい。また、「隣保事業士」について、用語解説に入れてもらいたい。	地域支援を行う個別の主体については、各取組み内容に係る事業において示されるものであると考えます。
3	17 ページ	基本目標 1 身近な地域でつながり支え合う 基盤づくり	10行目 「社協などの地域づくりのプロフェッショナルが、～」については、「社協」の後ろに「隣保事業（第2種社会福祉事業）を行っている人権コミュニティセンター」を入れてもらいたい。 また、「隣保事業」「隣保館」について、用語解説に入れてもらいたい。	「人権コミュニティセンター（隣保館）」を追記し、下記のとおり変更します。 「社協や出張所、人権コミュニティセンター（隣保館）などが、～」 また、隣保事業を行う「隣保館」について用語解説に入れていきます。
4	23 ページ	具体的な取組② 地域の「見つける力」をつなげる	3行目 「高齢者あんしんセンターなどの個別支援の専門職や継続的相談援助事業を行っている人権コミュニティセンター職員とも共有することによって～」と「継続的相談援助事業を行っている人権コミュニティセンター職員」を追記してもらいたい。 また、「継続的相談支援事業」について、用語解説に入	「社協コミュニティワーカーや出張所、人権コミュニティセンター」を追記します。 「(前略) 住民だけでなく、企業や商店など多様な主体がキャッチした「気づき」を、地域福祉活動の担い手、社協コミュニティワーカーや出張所、人権コミュニティセンターと共有し、高齢者あんしんセンターなどの

			れてもらいたい。	個別支援の専門職とも共有することによって～」
5	29 ページ	具体的な取組④ 福祉のプロを育てる 取組内容	取組内容の項目に「隣保事業士の増員」「CSW の増員」「CSW スーパーバイザーの増員」を入れてもらいたい。また、「CSW」「CSW スーパーバイザー」について、用語解説に入れてもらいたい。	本市では、平成 30 年度に CSW 配置事業等の相談事業を再編し、福祉生活相談支援事業を創設、相談支援員を市内 6 カ所へ配置しています。今後、それらの福祉人材の充実を行っていくことから、具体的な取組④の内容の後段を下記のとおり加筆修正します。 「市民一人ひとりの福祉課題やニーズにきめ細やかに対応する福祉人材を育成するとともに、キャリアアップのしくみの構築を行います。また、社協をはじめ、他の社会福祉法人やサービス提供事業所等と連携による福祉人材の確保、育成に取り組みます。」
6	10 ページ ～12 ページ	3) 計画の位置づけ 4) 計画の期間 5) 策定の流れ	地域福祉計画について大変よくわかった。	今回の本計画については、市民の皆さんにわかりやすい表現をするよう意識して作成しています。
7	13 ページ ～15 ページ	1) 基本理念の設定にあたって 2) 基本理念 3) 基本目標と計画の体制	これが実現できれば、地域住人は安心して暮らすことができる。	本計画においては、3つの基本目標を定め、その達成に向けた実行計画を推進することにより、基本理念「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち ～おせっかい 日本一～」の実現をめざします。

8	37 ページ	実行計画 3 - (3) 災害時要配慮者への支援づくり	本取組みは大切なことであり、この文面は貴重である。今後は、高齢者が増えるため、民生委員や NPO などの助け合いが大切である。	災害時要配慮者への支援づくりについては、昨年 3 月に策定した「八尾市災害時要配慮者支援指針」に基づき、「災害時に誰も取り残されることなく、安全な場所に移動・避難すること」をめざし、地域や行政、また福祉事業者等とも連携し、取り組んでいきます。
9	59 ページ	アンケート・ヒアリング結果 基本目標 2 実行計画 2 - (1) 幅広い市民の参加促進	高齢クラブでは、常時加入促進を重点目標に掲げ周知している。現在会員 6,300 名のうち、80 歳以上が 3,000 名と高齢化が進んでいる。事業にもよるが、クラブ内の参加は、定員を設ければ満席になる。各地区でもほとんど 50%以上の参加がある。 今後の問題として、非会員にも参加できる事業を考えることも一案であると思う。例えば、地区福祉委員会や自治振興委員会などとの協同事業、ふれあい喫茶等。現在行っているのは、清掃活動、夜警、校区見回りなど。	本計画では、基本目標 2 において「多様な主体の参加支援と連携・協働の推進」を掲げており、その実行計画の一つに「幅広い市民の参加促進」を定めております。ここでは、新しいスタイルの交流の場や地域活動などを作り出し、地域活動に参加したいけれど、まだ参加につながっていない潜在的な担い手を活動につなげるなど、地域活動への参加促進を行っていきます。
10	23 ページ	実行計画 1 - (3) 見守り・早期発見のしくみづくり	アウトプット指標「災害時要配慮者支援指針」に基づく同意者リスト活用小学校区数について、活用内容の定義がないが、取組みは地域ごとの内容でよいのか。	ご意見のとおり、同意者リストの活用内容については、平常時からの声掛けや見守りを通じた地域でのつながりづくりを進め、災害時の支え合いにもつながるよう実施するものであり、地区ごとに異なるものと考えています。

11	38 ページ	実行計画 3-(3) 災害 時要配慮者への支援づ くり	アウトプット指標「○ 同意者リストの地域での活用」 について、小学校区単位での指標は、大きすぎるので はないか？民生委員や町会などが実際の活動単位では ないか。	「同意者リストの地域での活用」については、小学校 区単位との位置づけをしておりますが、実際の活動単 位については、お見込みのとおり、民生委員や町会な どの取り組みであると認識しております。ここでは、 それらの個々の取り組みが、連携協働し、小学校区単 位で一つとなって行われることあらず指標として設 定しています。
12	57 ページ	実行計画 1-(3) 見守 り・早期発見のしくみづ くり 【アンケート調査から】	地域の人が協力して取り組むことが必要な分野【市民 調査】では、「ひとり暮らし高齢者や夫婦のみなどの高 齢者世帯への見守り・支援」や「火災予防や災害時な の避難などの取組み」が期待されるなか、個人情報の 守秘義務との兼ね合いが難しく、同意者リストの活用 等の運用をもっと明確にしていく必要があると考えて おります。	同意者リストの活用主体については、個人情報の管理 や守秘義務等が課せられることとなります。これらの 運用については、現在作成中の「八尾市避難行動要支 援者支援マニュアル」において明記していきます。ま た、地域による同意者リストを活用した取組みが進む よう、八尾市社会福祉協議会と連携し、取組みを支援 します。
13	81 ページ	3) 第 3 次計画の評価 重点課題 1 市民の意 識醸成と福祉人材の発 掘、育成	福祉人材の発掘、育成については、福祉人材に限らず、 町内会、まちづくり協議会などを含め、大きな課題で あり、国全体として、定年年齢の 65 歳・70 歳へと高齢 化していく中で、人材の確保が難しい状況である。地 域ごとに細かく取り組んでいかねばと考えます。	福祉介護職の不足に加え、地域活動に担い手や後継者 の不足が加速していることが、今回の計画策定に係る アンケート調査や地域ヒアリングで明らかになってい るところです。これに対し、本計画では、基本目標 2 において「地域へのおせっかい」として、地域活動の さまざまな形を作り出し、地域活動に参加したいけれ ど、まだ参加につながっていない潜在的な担い手を活 動につなげることを掲げています。
14	42 ページ	八尾市成年後見制度利 用促進計画 取組み内容	申立てを支援する内容に 「地域にいる民生委員・児童委員さんから「申立て支 援を頼みたい事例」を、権利擁護センターに報告して	八尾市成年後見制度利用促進計画では、地域を見守り、 地域住民の身近な相談者である民生委員・児童委員と 成年後見制度利用促進の中核機関である八尾市社会福

		○ 申立てを支援する	<p>もらうように働きかける。」を追加できないか。</p> <p>このために、市民後見人制度（無償、ひとりだけ受任する、月4回を目標に（本人と）面会する）の活動実態を研修・交流会をして伝える。各校区で見守りネットワーク役を果たしている民生委員・児童委員さんとの役割の違い、それぞれの特色を生かせることを知ってもらうことが大切ではないか。</p> <p>市民後見人は「一人だけの受任だから」個性的な『おせっかい』がしやすいと思う。民生委員・児童委員さんは担当地区全体に目配りしなければならないし、「地縁居住」のため個別ケースに深入りしにくいのではないか。それぞれの特色を生かす工夫、必要があると思う。</p>	<p>社協議会権利擁護センターは、「○ 支援がつながる」において、（仮）ほっとかれへんネットワーク（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構成メンバーとして連携協力する関係にあります。そのため、「地域にいる民生委員・児童委員さんから「申立て支援を頼みたい事例」を、権利擁護センターに報告してもらうように働きかける。」については、この「○ 支援がつながる」のなかで行われる具体的な取組の一つであると考えています。</p> <p>また、ネットワークを構成する民生委員・児童委員をはじめ、各関係機関・団体などへは、取組み内容「○ 学ぶ」において、市民後見人制度などの権利擁護の制度やサービスについての研修、講座等を行い、互いに学び合い、ともに成年後見制度による支援が実施できるよう取り組んでいきます。</p>
15	43 ページ	八尾市成年後見制度利用促進計画 （仮）ほっとかれへんネットワーク 5つの役割	<p>「②相談 ささまざまな機関と連携し、相談者に応じ必要な支援につなげる相談を行います。」を「～顔の見える相談を行います。」としてはどうか。</p> <p>「④後見人支援 後見人をひとりにしないサポートを行います。」を「～サポートを行い、支援事例の経験交流を行います。」としてはどうか。</p> <p>「⑤不正防止 本人の財産と権利を守るために不正の発生や未然に防ぎます。」を「～不正を早期に発見し、トラブルを未然に防ぎます。」としてはどうか。</p>	<p>（仮）ほっとかれへんネットワークにおけるどの機能においても、「顔のみえる」関係は重要であると考えています。「顔のみえる」については、各項目の実践の部分で行っていくものと考えています。</p> <p>「④後見人支援」においては、後見人等を含めたサポートチームへの支援を実施していくものです。ご意見いただいている「支援事例の経験交流」については、取組内容の「○ 広める」「○ 学ぶ」のなかで行われる具体的な取組の一つであると考えています。</p> <p>「⑤不正防止」は、本人の財産と権利をまもるため、</p>

				不正やトラブルを未然に防ぐ役割であるため、ご意見を受け、「～不正の発生やトラブルを未然に防ぎます。」と変更します。
16	43 ページ	八尾市成年後見制度利用促進計画 ＜協議会・ワーキング会議＞ 【ワーキング会議】	【ワーキング会議】の取組①～③に「④ 先進事例都市との交流」を追加する。 私は、市民後見人として、その体験を市民後見人養成講座（岸和田市会場）で報告したことがある。当時の岸和田市は、市民後見人の受任を積極的に進めており、そこで色々な観点・切り口でアドバイスもらった。また、坂出市の市民後見人との交流会でもたくさんの（市民後見人の活動に関する）ヒントもらった。そのため、事務局のスタッフには、（先進都市との）体験交流と制限を切り開く工夫やノウハウを学ぶことが大切である。	成年後見制度利用促進については、本市においても、本計画に基づき、令和3年度から実施していくものであるため、事務局（中核機関：八尾市社会福祉協議会権利擁護センター）スタッフのスキルアップ等は重要です。 これまでも、先進都市などの視察や交流を行い、その中で学んだ内容を本市の権利擁護の取組みの参考にしてまいりました。今後も、必要な取組みであると考えため、【ワーキング会議】の取組①～③に「④先進都市との交流」を追加します。
17		地域共生社会の実現に向けた社会福祉法改正について	地域共生社会の実現に向けた社会福祉法改正についてどこかで触れて欲しい。	10 ページの紅たでさんの言葉に 「○ 地域共生社会の実現に向けた平成 30 年（2018 年）4 月施行及び令和 3 年（2021 年）4 月施行の社会福祉法一部改正の趣旨を踏まえて作ります。」の項目を追加します。
18	19 ページ	具体的な取組③人権の視点に立った地域をつくる	12 行目 「差別や格差、孤立などといった問題があることを意識し、その壁を取り除くとともに、～」に「地域生活課題の一つで」と「地域住民の人権問題に対する理解を深めていくことにより」を加え、「差別や格差、孤立などといった問題が地域生活課題の一つであることを	ご指摘のとおり、下記のとおり変更します。 「差別や格差、孤立などといった問題が地域生活課題の一つであることを意識し、地域住民の人権問題に対する理解を深めていくことにより、その壁を取り除くとともに、～」

			意識し、地域住民の人権問題に対する理解を深めていくことにより、その壁を取り除くとともに、～」としてはどうか	
19	19 ページ	具体的な取組②福祉の こころを育てる 取組み内容 ○ 「福祉カレッジ」な どの学べる場をつくる	「福祉カレッジ」という名前とイメージするゴールの 雰囲気にはズレがあるように思います。	本取組み内容のゴールがイメージできるよう下記のと おり変更します。 ○ さまざまな人がつどい学べる場をつくる